

### 3. 特定工場等に関する規制

#### (1) 特定施設

施設の種類	規模・能力	施設の種類	規模・能力
(1) 金属加工機械 (イ) 液圧プレス (ロ) 機械プレス (ハ) せん断機  (ニ) 鍛造機 (ホ) ワイヤ フォーミング マシン (2) 圧縮機 (3) 土石用又は鋳 物用の破碎 機・摩砕機・ ふるい及び分 級機 (4) 織機 (5) 建設用資材 製造機械 (イ) コンクリート ブロック マシン	矯正プレスを除く  原動機の定格出力が1キロワ ット以上のものに限る  原動機の定格出力が37.5キロ ワット以上のものに限る  原動機の定格出力が7.5キロ ワット以上のものに限る  原動機の定格出力が7.5キロ ワット以上のものに限る  原動機を用いるものに限る  原動機の定格出力の合計が 2.95キロワット以上のもの に限る	(ロ) コンクリート 管製造機械 (ハ) コンクリート 柱製造機械 (6) 木材加工機械 (イ) ドラムバ ーカー (ロ) チッパー  (7) 印刷機械  (8) ゴム練用又は 合成樹脂練用 のロール機 (9) 合成樹脂用 射出成形機 (10) 鋳造型機	原動機の定格出力の合計が10 キロワット以上のものに限る  原動機の定格出力の合計が10 キロワット以上のものに限る    原動機の定格出力が2.2キロ ワット以上のものに限る  原動機の定格出力が2.2キロ ワット以上のものに限る  カレンダーロール機以外のも ので原動機の定格出力が30キ ロワット以上のものに限る  ジョルト式のものに限る

(2) 規制基準（特定工場等の敷地の境界線における許容限度）

（昭和53年4月1日富山県告示第360号）

区域の区分	左記の区分に対応する時間の区分ごとの規制基準	
	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域(1)	65デシベル	60デシベル
第2種区域(2)	70デシベル	65デシベル

次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第1333号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域
- (2) 第1種区域に接する第2種区域(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域（(1)に掲げる区域を除く。）

(注) 1. 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)とは、前項の指定地域のうち次に掲げる区域をいう。

- (1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- (2) 第2種区域(1) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに別図に区画した区域
- (3) 第2種区域(2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域

2. デシベルとは、計量単位規則第4条第16号に定める振動レベルの計算単位とする。